

お知らせ 小児科「予約制」の開始について

県立磐井病院の小児科は予約制となります。

県立磐井病院の小児科につきましては、平成18年に小児科以外の他の診療科が予約制となった後も予約外診療を行っておりました。

当院小児科の役割として、

- ① 検査や入院加療が必要な患者さんに対する二次診療や慢性疾患の患者さんへの対応が優先されること
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため発熱やかぜ症状等の患者さんの診察にも以前の数倍もの時間がかかり、待ち時間が長くなること

以上の理由により **令和4年8月1日(月)** より予約制とさせていただきます。

一関市から各ご家庭に配布されている『かかりつけ医ガイドブック』などを活用いただき、『かかりつけの医院(診療所)』や『夜間救急・休日当番医』を受診いただくなど、症状に応じた医療機関の受診をお願いいたします。

(上記につきましては、一関市のホームページをご確認ください)

○問い合わせ先

県立磐井病院 0191-23-3452

岩手県立磐井病院